

紙提出の場合、令和5年1月16日までに、就業場所を管轄する保健所まで提出して下さい。

記入しない※保健所記入欄※

保健師・助産師・看護師・准看護師業務従事者届 (令和4年(2022年)12月31日現在)

全国的にオンライン提出が可能となりましたので、積極的にご活用ください！



太線黒枠内に記入してください。

Main application form with sections for personal information, qualifications, experience, and employment details.

看護師の 特定行為 研修の 修了状況	看護師の特定行為 研修の修了の有無	28	1. 有 (指定研修機関番号: ) 2. 無 ※特定行為研修修了証に記載されている7桁の数 ※看護師の免許を保有しない方は、必ず「2.無」を選択			
	修了した 特定行為区分	上記「看護師の特定行為研修の修了の有無」で「1.有」を選択された方は、該当する全ての研修に 「✓」印を記入して下さい。				
※「看護師の 特定行為研修」 とは、保健師 助産師看護師 法第37条の2 第2項第4号に 規定する研修 のこと。	特定行為区分ごとに受講した場合					
	29	01 呼吸器(気道確保に係るもの) 関連	30	02 呼吸器(人工呼吸療法に 係るもの)関連	31	03 呼吸器(長期呼吸療法に 係るもの)関連
	32	04 循環器関連	33	05 心のうドレーン管理関連	34	06 胸腔ドレーン管理関連
	35	07 腹腔ドレーン管理関連	36	08 ろう孔管理関連	37	09 栄養に係るカテーテル管理 (中心静脈カテーテル管理) 関連
	38	10 栄養に係るカテーテル管理 (末梢留置型中心静脈注射用 カテーテル管理)関連	39	11 創傷管理関連	40	12 創部ドレーン管理関連
	41	13 動脈血液ガス分析関連	42	14 透析管理関連	43	15 栄養及び水分管理に係る 薬剤投与関連
	44	16 感染に係る薬剤投与関連	45	17 血糖コントロールに係る 薬剤投与関連	46	18 術後とう痛管理関連
	47	19 循環動態に係る薬剤投与関連	48	20 精神及び神経症状に係る 薬剤投与関連	49	21 皮膚損傷に係る薬剤投与関連
	領域別パッケージ研修を受講した場合					
	50	22 在宅・慢性期領域	51	23 外科術後病棟管理領域	52	24 術中麻酔管理領域
	53	25 救急領域	54	26 外科系基本領域	55	27 集中治療領域

《勤務地コード票》

市町名	大津市	草津市	守山市	栗東市	野洲市	甲賀市	湖南市	近江八幡市	東近江市	日野町	竜王町
コード	11	21	22	23	24	31	32	41	42	43	44
市町名	彦根市	愛荘町	豊郷町	甲良町	多賀町	長浜市	米原市	高島市			
コード	51	52	53	54	55	61	62	71			

【注意事項】

- 「経験年数」は、次により記入すること。
  - 産前・産後休暇、育児休暇、病気休暇、介護休暇等の休暇期間(連続して1か月以上休んだ場合)は、含まない。
  - 転職等により勤務先が変更となった場合や、看護師から助産師としての勤務に変更となった場合等も含め、  
免許取得後、看護職(保健師、助産師、看護師または准看護師)として勤務した期間の合計を記入。
- 「常勤換算」は、「雇用形態」にかかわらず、次により記入すること。
  - 「1 フルタイム労働者」とは、1週間の所定労働時間が40時間程度(1日8時間・週5日勤務等)の者を指すこと。
  - 「2 短時間労働者」とは、フルタイム労働者と比較して、1週間の所定労働時間が短い者を指すこと。
  - また、□内には常勤換算した数値の小数点以下第1位の数字を記入すること。  
なお、算出にあたっては、小数点以下第2位を四捨五入することとするが、0.1に満たない場合は、「0.1」とする。

《常勤換算の計算方法》	(例)フルタイム労働者の労働時間が40時間/週の場合
短時間労働者の 常勤換算 = $\frac{1週間当たりの労働時間}{フルタイム労働者の1週間当たりの労働時間}$	①週2日8時間勤務(アルバイト)等の場合 (2日×8時間)÷40時間=「0.4」→ □内は「4」と記入
	②週5日6時間勤務(育児短時間勤務等)の場合 (5日×6時間)÷40時間=0.75≒「0.8」→ □内は「8」と記入

- 「従事期間」は、次により記入すること。
  - 同一法人内の人事異動、元の所属に属した状態での人事交流、雇用形態の変更等の場合、従事期間は継続した期間を記入すること。
  - 同じ敷地内に属する施設であっても、法人が異なる場合は、従事期間は現在の就業場所に就業してからの期間を記入すること。
- 「従事開始の理由」は、次により記入すること。
  - 「1 新規」とは、免許取得後、初めて看護職(保健師、助産師、看護師または准看護師)として従事した場合。  
(ただし、2以上の免許を有する場合、最初の免許を取得後に従事した場合とする。)
  - 「2 再就業」とは、現在の就業場所で従事開始前に、看護職として従事していない期間が「1年間以上」ある場合(ただし、「1 新規」を除く。)
  - 「3 転職」とは、現在の就業場所で従事開始前に、看護職として従事していない期間が「1年未満」の場合(ただし、「1 新規」を除く。)
  - 「4 その他」とは、「1 新規」、「2 再就業」および「3 転職」のいずれにも該当しない場合。
- 「看護師の特定行為研修の修了状況」は、次により記入すること。
  - 「看護師の特定行為研修」とは、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第37条の2第2項第4号に規定する平成27年10月から開始した研修のこと。対象は「看護師のみ」で、院内研修や学会の研修、認定看護師・専門看護師の資格、介護職員等が対象の喀痰吸引等研修は含まない。
  - 「修了した特定行為区分」は、該当する全ての特定行為区分について記入すること。

記載要領や記載例は、『滋賀県 医療政策課 業務従事者 検索』し、ダウンロードして下さい。